

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

厚生労働省発職 0127 第 1 号

令和 3 年 1 月 2 7 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの雇用保険率を千分の九（農林水産業及び清酒製造業については千分の十一、建設業については千分の十二）とするものとする。